

記入例

船員保険被扶養者(異動)届

所長 副所長 課長 担当者

船舶所有者整理記号および被保険者整理番号を必ず記入してください。

次を参考に、いずれかを○で囲んでください。
・新たに被扶養者を追加する場合・・・「追加1」
・被扶養者の氏名等を変更する場合・・・「削除(変更)2」
※被保険者資格取得届と同時にこの届書を提出される場合は、当該欄の記入は不要です。

◎網掛け部分の記入は必要ありません。ただし、この届書の2枚目の国民年金第3号被保険者氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。

Main form containing sections for insured person (被保険者欄), spouse (配偶者欄), and dependent (被扶養者欄) with various fields for names, dates, and identification numbers.

次の①②の両方に該当する場合は、戸籍謄本等、続柄の確認書類の添付は不要です。
①被保険者および扶養認定を受ける方それぞれの個人番号を記入している。
②戸籍謄本等により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違がないことを船舶所有者が確認し、備考欄の「続柄確認済み」の□に✓を記入している。

「主婦」「年金受給者」「パート」等、実態が分かるように記入してください。

配偶者の今後1年間の年間の収入見込み額を記入してください。収入には、非課税対象のもの(障害・遺族年金、失業給付等)も含まれます。
非課税対象となる収入がある場合は、別途「支給金額のわかる通知書等のコピー」が必要となります。

次を参考に、該当するいずれかの理由を○で囲んでください。
・被保険者が新たに船員保険に加入した場合・・・「ア、被保険者が被用者保険制度に加入」
・転職等により、被保険者が所属する年金制度が変更となった場合・・・「イ、被保険者の所属する年金制度等の変更」
※変更内容の詳細について、次のa・b・cのいずれかを○で囲んでください。
・厚生年金保険から共済組合に変更となった場合・・・「a、厚生年金保険→共済組合」
・共済組合から厚生年金保険に変更となった場合・・・「b、共済組合→厚生年金保険」
・共済組合から他の共済組合へ変更となった場合・・・「c、共済組合→共済組合」
・被保険者との婚姻により、被扶養者となった場合・・・「ウ、婚姻」
・配偶者(扶養認定を受ける方)が離職により厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、被保険者に扶養されることとなった場合・・・「エ、被扶養者の離職(2号喪失)」
・配偶者(扶養認定を受ける方)の収入が減少し、今後1年間の収入見込み額が130万円未満となった場合・・・「オ、被扶養者の所得減少」

被保険者資格取得届と同時に提出する場合は、⑤の「資格取得年月日」と同日を記入してください。それ以外の場合は、出生年月日、婚姻年月日等、扶養の事実が発生した年月日を記入してください。

戸籍謄本等により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違がないことを船舶所有者が確認した場合は、⑤の「*続柄確認済み」の□に✓を付してください。

個人番号または基礎年金番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入の上、戸籍謄本等、続柄の確認書類を添付してください。
※続柄の確認書類の詳細は、届書裏面の【添付書類】1を参照してください。

扶養認定を受ける方が所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを船舶所有者が確認した場合は、「確認」を○で囲んでください。この場合、「課税(非課税)証明書」等、収入金額が確認できる書類の添付は不要です。(非課税対象の収入の確認書類を除く)

資格確認書の発行が必要な場合(※)は「発行が必要」の□に✓を付してください。
※以下に該当する場合に限ります。
・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

船舶所有者が被保険者からの申出を受け、年金事務所へ届書を提出した日を記入してください。

船舶所有者住所等、船舶所有者情報を記入してください。

年金事務所受付印

Bottom section of the form containing address, contact information, and date fields.